

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2026年4月  
(第1回訂正分)

株式会社バトonz

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2026年4月3日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2026年3月17日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集310,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し451,800株（引受人の買取引受による売出し352,500株・オーバーアロットメントによる売出し99,300株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を、2026年4月2日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項並びに「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項 5. 目論見書の電子交付」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には\_\_\_\_\_ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

##### <欄外注記の訂正>

3 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

4 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に2026年3月17日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。

5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

(注) 3の全文削除及び4、5、6の番号変更

## 2【募集の方法】

2026年4月13日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（2026年4月2日開催の取締役会において決定された払込金額（535.50円）と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「173,910,000」を「166,005,000」に訂正  
「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「102,300,000」を「99,975,000」に訂正  
「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「173,910,000」を「166,005,000」に訂正  
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「102,300,000」を「99,975,000」に訂正

### <欄外注記の訂正>

- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、仮条件（630円～660円）の平均価格（645円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 仮条件（630円～660円）の平均価格（645円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は199,950,000円となります。

## 3【募集の条件】

### (2)【ブックビルディング方式】

#### <欄内の数値の訂正>

「発行価額（円）」の欄：「未定（注）2」を「535.50」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

- 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。  
仮条件は630円以上660円以下の価格といたします。  
当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。  
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、発行価格等決定日（2026年4月13日）に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。  
需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
- 2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額（535.50円）と発行価格等決定日に決定する予定の発行価格及び引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 8 引受価額が発行価額（535.50円）を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

#### 4 【株式の引受け】

##### <欄内の数値の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「大和証券株式会社277,000、株式会社SBI証券6,600、楽天証券株式会社6,600、マネックス証券株式会社3,300、松井証券株式会社3,300、岡三証券株式会社3,300、あかつき証券株式会社3,300、東洋証券株式会社3,300、水戸証券株式会社3,300」に訂正

##### <欄外注記の訂正>

- 1 上記引受人と発行価格等決定日(2026年4月13日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
  - 2 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。
- (注) 1の全文削除及び2、3の番号変更

#### 5 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

###### <欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「204,600,000」を「199,950,000」に訂正  
「差引手取概算額(円)」の欄：「197,600,000」を「192,950,000」に訂正

###### <欄外注記の訂正>

- 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件(630円～660円)の平均価格(645円)を基礎として算出した見込額であります。2026年4月2日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

##### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額192,950千円及び「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限63,048千円については、ソフトウェア開発投資及び本社移転に係る設備投資資金に充当する予定であります。

具体的には以下のとおりであります。

###### 1. ソフトウェア開発投資

M&AプロセスにおけるDX化及びAI実装を通じた一層の業務効率化を図るとともに、M&A支援機関向けに提供するソフトウェアサービスの機能強化を含む顧客サービス強化を目的として、ソフトウェア開発投資として2027年3月期に150,000千円を充当する予定であります。

ソフトウェア開発については、主として自社開発を想定しており、AIを活用したM&A候補企業の事前調査、秘密保持契約締結後に共有される売り案件情報を取りまとめた企業概要書(IM：インフォメーション・メモランダム)作成、M&A候補企業のリスト作成等の業務プロセスを自動化する機能開発を予定しております。

###### 2. 本社オフィス移転に係る設備資金

今後の事業拡大及び人員増加に対応するための執務スペース確保、ならびに採用力強化を目的とした本社オフィスに係る設備投資資金(敷金差入保証金等)として2027年3月期に上記1.の残額を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当期までは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

#### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「232,650,000」を「227,362,500」に訂正  
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「232,650,000」を「227,362,500」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

4 売出価額の総額は、仮条件（630円～660円）の平均価格（645円）で算出した見込額であります。

### 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「65,538,000」を「64,048,500」に訂正  
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「65,538,000」を「64,048,500」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

5 売出価額の総額は、仮条件（630円～660円）の平均価格（645円）で算出した見込額であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、2026年3月17日及び2026年4月2日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 99,300株
募集株式の払込金額	<u>1株につき535.50円</u>
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	2026年5月20日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都中央区日本橋本石町一丁目3番2号 株式会社三菱UFJ銀行 日本橋支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2026年5月15日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3. ロックアップについて

(省略)

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシュエアオプション、株式分割及びストックオプション又は譲渡制限付株式報酬（ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る）にかかわる発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

さらに、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、上場日（株式受渡期日。当日を含む）後180日目の日（2026年10月17日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

(省略)

### 4. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち20,500株を上限として売付けることを引受人に要請しております。

当社が主幹事会社に対し、売付けることを要請している指定販売先（親引け予定先）の状況等については以下のとおりであります。

#### (1) 親引け予定先の概要

① 名称	バトンズ社員持株会	
② 本店所在地	東京都中央区築地三丁目12番5号	
③ 代表者の役職・氏名	理事長 宮原 弘樹	
④ 当社との関係	資本関係	親引け予定先が保有している当社の株式の数：86,900株
	人的関係	該当事項ありません。
	取引関係	該当事項ありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項ありません。

#### (2) 親引け予定先の選定理由

当社従業員の福利厚生等を目的として当社従業員持株会を親引け予定先として選定しました。

#### (3) 親引けしようとする株券等の数

20,500株を上限として、公募増資等の価格等とあわせて発行価格等決定日（2026年4月13日）に決定する予定であります。

#### (4) 親引け先の株券等の保有方針

長期的に保有する方針であります。

#### (5) 親引け予定先における払込みに要する資金等の状況

当社は、払込に要する資金について、当社従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。

#### (6) 親引け予定先の実態

当社の社員等で構成する従業員持株会であります。

#### (7) 親引けに係る株券等の譲渡制限

親引け予定先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照ください。

(8) 発行条件に関する事項

発行条件は、仮条件等における需要状況等を勘案した上で決定する募集株式発行等の発行条件と同一とすることから、親引け予定先に対して特に有利な条件ではないと考えております。

(9) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。） の総数に対する所有株式数 の割合（%）	公募による募集株式発行及び引受人の買 取引受けによる売出し後の 所有株式数 (株)	公募による募集株式発行及び引受人の買 取引受けによる売出し後の 株式（自己株式を除く。） の総数に対する所有株式数 の割合（%）
株式会社日本M&Aセンターホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	1,400,000	27.16	1,250,000	22.87
神瀬 悠一	埼玉県和光市	1,100,000 (150,000)	21.34 (2.91)	1,000,000 (150,000)	18.30 (2.74)
宮竹 秀太郎	石川県小松市	749,900 (150,000)	14.55 (2.91)	730,000 (150,000)	13.36 (2.74)
XTech2号投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲一丁目5番20号	365,000	7.08	335,800	6.14
アニマルスピリッツ1号投資事業有限責任組合	東京都港区浜松町二丁目2番15号	352,500	6.84	324,300	5.93
DIMENSION2号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	315,000	6.11	289,800	5.30
鈴木 安夫	埼玉県さいたま市浦和区	215,000 (150,000)	4.17 (2.91)	215,000 (150,000)	3.93 (2.74)
バトンズ社員持株会	東京都中央区築地三丁目12番5号	86,900	1.69	107,400	1.97
海山 龍明	＝	73,000 (70,000)	1.42 (1.36)	73,000 (70,000)	1.34 (1.28)
渡部 恒郎	東京都港区	30,000	0.58	30,000	0.55
計	＝	4,687,300 (520,000)	90.93 (10.09)	4,355,300 (520,000)	79.70 (9.52)

(注) 1 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2026年3月17日現在のものです。

2 公募による募集株式発行及び引受人の買取引受けによる売出し後の所有株式数並びに公募による募集株式発行及び引受人の買取引受けによる売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2026年3月17日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、公募による新株式発行、引受人の買取引受けによる売出し及び親引け（バトンズ社員持株会20,500株を上限として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4 ( ) 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数です。

(10) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項ありません。

(11) その他参考となる事項

該当事項ありません。

## 5. 目論見書の電子交付

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、本募集及び引受人の買取引受けによる売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、書面ではなく、全て電子交付により行います。目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます(金融商品取引法第27条の30の9第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2第1項)。したがって、当該同意が得られない場合、また、当該同意が撤回された場合(企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2第6項)は、目論見書の電子交付はできませんが、本募集及び引受人の買取引受けによる売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しにおいて、引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ当社普通株式を販売します。